

国立大学法人九州工業大学職員兼業規程

国立大学法人九州工業大学職員兼業規程（平成16年九工大規程第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人九州工業大学職員就業規則（平成16年九工大規則第4号。以下「職員就業規則」という。）第37条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の兼業について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 兼業とは、報酬の有無に関わらず、職員が本学の業務以外の業務に従事することをいう。
- (2) 部局長とは、国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第14条に定める工学研究院（工学部及び工学府を含む。）、情報工学研究院（情報工学部及び情報工学府を含む。）及び生命体工学研究科並びに第12条、第15条から第19条第1項に定める組織の長をいう。
- (3) 教育職員とは、教授、准教授、講師及び助教をいう。
- (4) 子会社とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。
- (5) 親会社とは、会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。
- (6) 営利企業とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする事業を営むことを目的とする私企業をいう。

（兼業の原則）

第3条 職員は、原則として、営利企業その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら事業を営んではならない。

- 2 学長は、職員から兼業の許可の申請があった場合には、別に定める兼業の許可基準等に照らし、許可することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には学長は兼業の許可はしない。
  - (1) 兼業を行おうとする職員が従事する職務と当該団体、事業又は事務との間に特別の利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
  - (2) 兼業のため勤務時間をさくことにより職務の遂行に支障が生ずると認められる場合
  - (3) 兼業による心身の著しい疲労のため、本学の職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合
  - (4) 本学と兼業先との間に物品の購入等の特殊な関係がある場合
  - (5) 兼業する事業の経営上の責任者となる場合
  - (6) 兼業することが、本学の職員としての信用を傷つけ、又は本学全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合
- 4 職員は、兼業を行う場合には、国立大学法人法（平成15法律第112号）に規定する国立大学法人の使命とその業務の公共性を自覚し、職員就業規則第4章各条の規定を遵守するものとする。
- 5 第1項に定める自ら営む事業のうち、小規模の農畜産業等の事業又は小規模の不動産若しくは駐車場等の賃貸については、これにあたらぬものとする。

（兼業の手続き）

第4条 職員は、兼業を行おうとする場合は、学長に対し、事前に兼業許可申請書（別記様式1～6）、及びその他の関係書類を部局長を通して提出し、許可を得なければならない。

2 学長は、職員から兼業の申請があった場合、第3条に定める兼業の原則及び別に定める兼業の許可の基準に適合するかどうかを判断し、許可を与えるものとする。

(許可のない兼業)

第5条 学長は、職員が許可なく兼業を行った場合又は許可された内容と異なる兼業を行った場合は、職員就業規則第51条から第53条の規定に基づき懲戒処分を行う。

(勤務時間内における他法人等からの協力要請業務)

第6条 本学の運営上必要な産学官連携活動や地域社会への貢献にかかわる業務であって、外部の法人等から協力要請を受けたもののうち、次の各号の全てに該当するものについては、学長はこれを勤務時間内に行うことを許可することができる。

- (1) 職員個人としての報酬を受けないこと。
- (2) 本来の職務に支障がないこと。
- (3) 外部の法人等から文書で学長に対して依頼されたものであること。
- (4) 営利企業等の役員に就任し、または従業員として雇用されて行うものではないこと。

(教育職員の勤務時間内兼業)

第7条 教育職員が勤務時間内兼業を行う場合には、別に定める国立大学法人九州工業大学教育職員の勤務時間内兼業に係る許可基準及び手続きに関する要項による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。